

綾川町

農業委員会だより

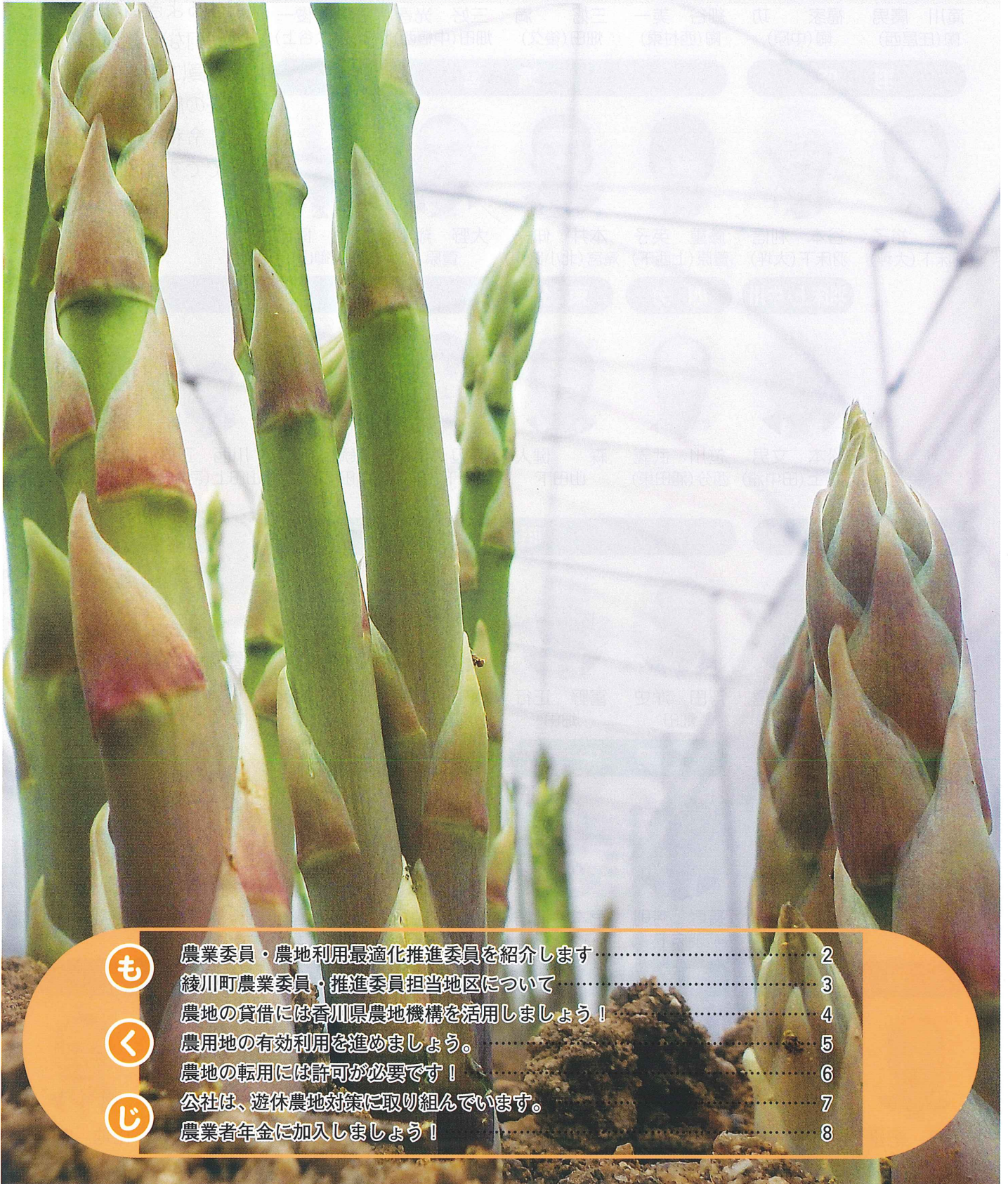
第 15 号

令和 3 年 3 月

発行

綾川町農業委員会

TEL 087-876-5283



も

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します..... 2

綾川町農業委員・推進委員担当地区について..... 3

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう！..... 4

く

農用地の有効利用を進めましょう。..... 5

農地の転用には許可が必要です！..... 6

じ

公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。..... 7

農業者年金に加入しましょう！..... 8

陶



滝川 廣男
陶(庄屋西)



福家 功
陶(中原)



細谷 美一
陶(西村東)



三好 満
畑田(後久)



三好 光春
畑田(中植西)



会長職務代理者
石丸 俊一
千足(大谷上)

昭 和

農業委員を
紹介します。

農業委員は地域農業者の代表で、農地等に関するよき相談相手です。何なりと地元の農業委員にご相談下さい。現在の農業委員の任期は、令和3年7月19日までです。

羽 床



佐藤 裕子
羽床下(大坪)



谷本 利信
羽床下(大坪)



藤重 英子
萱原(上西下)



本井 伸一
滝宮(北小路東)



大野 翔平
萱原



井上 博司
北(御山)

滝 宮

羽床上・牛川



松本 文男
羽床上(田中浦)



笹川 武義
西分(浦田東)



森 健人
山田下



渡辺 玲子
山田下(内間)



藤滝 健造
山田下(城山)



川西 正廣
山田上(宮地下)



会長
中添 文彦
粉所東(相津)

西 分

東 分

山 田

粉 所

陶

昭 和

推進委員を
紹介します。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携して、担当区域において、農地等の利用の最適化(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)の推進を図るための現場活動を行っていきます。



福家 重夫
陶



大芝 博信
陶



浮田 洋史
畑田



富野 正行
畑田



横田 節夫
千足



植田 明美
千足

羽 床

滝 宮



原 拓也
陶



福家 棟貴
陶



長尾 芳則
羽床下



宮本 清信
小野



丸尾 説男
滝宮



宇良 健一
萱原・北

羽 床 上

西 分

東 分

山 田

粉 所



河田 紀雄
牛川



長尾 清
羽床上



岡田 行夫
西分



長川 富雄
東分



橋川 正廣
山田下



山口 守
山田上



石丸 勝彦
粉所



山地 康弘
粉所

綾川町農業委員・推進委員担当地区

(令和3年7月19日まで)

地区	氏名		担 当 地 区 (小 字 名)								
	農業委員	推進委員									
昭 和	石丸 俊一	植田 明美	矢坪原	矢坪	下大谷	猫谷	国ヶ坪	六反地原	土橋竹谷	中大谷	
			上大谷	貝ノ谷	露口	柿木原	蔵下	堀切	北谷	札幌西原	
		横田 節夫	上千疋西原	上千疋東原	小屋谷	不馬入	常行池				
	三好 光春	富野 正行	中原	落合	川北	東富川	西富川	北原	西遠田	東遠田	
			節付	土仏							
		三好 満	北尾	西谷	山原	羽間	西原	中植	中筋	永谷	
陶	細谷 美一	大芝 博信	奈良須	茶円原	向山	南谷	生子	徳田下	森兼	本村	
			川向	泉田井	藤原岡	後久					
		福家 重夫	新開	南馬酔木	寄町	北森末	南森末	平松	重清	原田	
	福家 功	福家 棟貴	国吉	田所	辰巳						
			有信下	向原上	向原北	団子出	下向原	中尾	大坪	上ノ原	
		大芝 博信	東飼野	西飼野	井上	有信上					
滝川 廣男	福家 棟貴	下大橋	西村北	定兼	萱境						
		道端	宮前	上ノ坊	澁市						
	原 拓也	三陶	川北西	十瓶山	山原						
滝 宮	井上 博司	宇良 健一	内間	庄屋	猿王西	猿王東	丸山	北山田西	北山田東	鷺尾山	
			九十原								
		大野 翔平	武徳	北川西	北川中	北川東	有岡	前川原西	前川原東	大山	
	本井 伸一	丸尾 説男	上ノ原	道北	下川原	井手下西	井手下東	井手上	俵百	本村北	
			本村西	本村東	本村中	上川原	菊菜	鞍掛			
		藤重 英子	北	下所	南	陶畑(陶)					
羽 床	谷本 利信	宮本 清信	川西(陶)	堂床	丸山	松崎上	松崎下	小田原木	大喜来	藤尾	
			横山	中原	川西	西山	宮ノ北	鴻巣	滝	原井田	
		長尾 芳則	東田井	大池原	南原	菰池原	岡ノ御堂	岡田井	山田		
	佐藤 裕子	菅原地区									
		横山	松谷	福向	山岡	白梅	浦山	津頭	脇		
		脇	堤下	原	川下中	山添	井手下	井手上	城下		
羽床地区											
粉 所	中添 文彦	山地 康弘	峯ヶ内	西峯	北山	西山	竹本	東竹本	西川北	東川北	
			北横谷	南横谷	東本谷	西本谷	東下和田	西下和田	美和田	平田	
			東仲和田	林ヶ谷	岡	大原	向原	国時	宮地	西田万	
		石丸 勝彦	田万	井手上	東朽木	朽木	森清	西朽木	池ノ奥	一ツ橋	
			西田尾	西本谷	相口始	美之谷	相口	柿佐古	西始		
			庄坂	日慎	山神	白土	坂川	砂田	小屋谷	堂免	
			田尾	小谷	若狭	木戸浦	長相	桜谷	上王地	諏訪成	
	渡辺 玲子	北地	西小野	東小野	南小野	慎原谷	萩ノ谷	下田井	笹谷		
		樽谷	永富	貞重	横谷	浦谷	信常	岡田井	北小野		
		上地頭	下地頭	深田	上新名	信ヶ原	宮谷	桑内	北桑内		
	山 田	川西 正廣	山口 守	新名尾	サス谷	赤羽	萱之道上	立石	向山	小丸	新名
				廻当	唐戸谷	川成	林境	木地伐	笹ノ丸	影	大下
			龍頭谷	藤川	高山	獅子鼻	動割谷	山犬谷	末子所	西ノ谷	
		藤滝 建造	橋川 正廣	一ノ谷	孫浦	宮下	日浦	弘法			
鎌手				中鎌手	上鎌手	岡の坊	寺の内	遠郷	遠郷上	清成下	
渡辺 玲子			清成上	柳谷	正末	川北	俊則	市谷	田項	栗原	
東 分	森 健人	長川 富雄	青谷	栗原上							
			阿部	鷹安	山王	松熊	正司	天神	内又	北代	
		渡辺 玲子	久保	内間	秋野	箱谷	四十八	高蔵	慎田	城山	
	山田地区										
	西 分	笹川 武義	岡田 行夫	藏廻	市場	北山	末則	桜本	池田	長田	才谷
				門定	奥谷	奥谷下所	大山田	国弘	大山田下所	国弘中所	国弘下所
上佐古			菖蒲	菖蒲中所	四歩市	高岡	友行	土井	土井上		
河田 紀雄		長尾 清	末国	祐久	宮地	友定	石原	谷々	萩戸	角尾	
			高山	矢谷	慎谷	九十谷	西長柄	東長柄	大峯谷	東山	
		大峯上									
羽 床 上 牛 川	松本 文男	河田 紀雄	高尾	粟地	境場	小川	大峯	古畑	西常清	常清	
			浦田	梶羽	向山	松本	北谷	浦田中所	権田谷	畦浦	
		石浦	楠東谷	楠西谷	青井谷	下青井谷	正五郎	土井原			
	河田 紀雄	河田 紀雄	池浦	堂谷	東浦谷	牟礼	菰池	大行	堀岡	千行	
			公議谷	谷奥	松尾	大相	横倉	東開	岩下	西開	
		西谷	青浦	岩角	角ヶ内	山の上	大小屋	曲木	本曲木		
河田 紀雄	河田 紀雄	牛之子堂	宮前	猪尾	西行道	大空	行道	藤川			
		大柳	井手下	川原	戸塩	道東	是清	矢谷	道西		
	池谷	助真	今滝	梅樹	西口	足原	為成	畑小尻			
百浦	大谷	兜	長谷	安帽子							
宗戸	横井	川原	天尾	大塚	泉谷	内間	野岡				
坂脇	辰口	小原	長谷	小松	大星	信谷	室上				
室中	大谷	萩尾									

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう！

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農や規模縮小される方などから農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために借受けを希望している方に貸し付けます。



- 綾川町農業委員会 (087-876-5283)
- (公財)香川県農地機構 (087-831-3211)
- 県農業経営課 (087-832-3408)

香川県農地機構を通じて貸借を行った場合、「受け手」、「出し手」に支援があります。
農地の受け手に対する支援

支援事業名等	助成対象	助成内容	助成要件
農地集積補助金	認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人	20,000円/10a (集積後の経営耕地面積が20haを超える場合は、10,000円/10a)	新たな貸付けであることなど
農地集積設備導入支援事業	認定農業者(集落営農法人含む)、新規就農者など	事業費の1/3以内 (上限50万円)	トラクターのアタッチメント、複数年使用可能な資材等

農地の出し手に対する支援

支援事業名等	助成対象	助成内容	助成要件
地域集積協力金	機構にまとまった農地を貸し付ける集落等の地域(農業振興地域内)	地域内農地の機構の活用率に応じた協力金を交付	実質化した人・農地プランの作成エリアに限定など
経営転換協力金	経営転換や離農により機構に農地を貸し付ける農業者等	1.5万円/10a (上限50万円)	出し手が1年以上前から自ら所有権等に基づき耕作していること 貸付期間が10年以上で、受け手に当該農地を貸し付けることなど

農家の皆さんへ！『集落営農』への取り組みについて考えてみませんか

「集落営農」とは、集落のみなさんが話し合いやお互いに協力しあうことによって、安心かつ持続可能な農業を進めていくことができる仕組みの一つです。農家個人では解決が困難な課題や問題点などは、地域でともに解決していくことが大切です。例えば、農機具代が高価で、新たに更新もままならないという農家の方々、あるいはいつまで農業を続けていけるか不安を抱える農家の方々、さらには、先祖伝来の農地を荒らさずに守っていきたいと考えている農家の方々など、この機会に「集落営農」への取り組みについて考えてみませんか。ご相談のある方は、農業委員会（087-876-5283）までご連絡下さい。

農地の有効利用を進めましょう。

利用権設定

農地の貸し借りは、農業委員会へ利用権設定に関する書類を提出し、議決を得ることが必要です。

▶利用権設定とは

農地を貸したいという農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという農業者との間で、農地の貸借の権利を設定し、農地の有効利用と農業の振興を図ることを目的としています。

▶利用権設定なら

◎貸し手のメリット

- 1、貸した農地は、契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく返ってきます。
- 2、利用権を再設定すれば、また貸すことができます。

◎借り手のメリット

- 1、借りている間は安心して耕作ができます。
- 2、農業経営の規模拡大が図れます。

▶借り手の条件

- 利用権設定をする農地を含めて、農業を営んでいる面積が下限面積（4,000㎡）を超えること。
- 借りる農地を効率的に利用して耕作を行うこと。

■賃借料や貸借期間などは相互の相談で決めてください。（[賃借料情報](#)を掲載してありますので、参考にしてください。）無料で貸す使用貸借権の設定も可能です。

《令和2年 農地の賃借料情報》

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

公告された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
綾上地区	未整備地	5,614円	10,000円	3,000円	70	
	基盤整備地	12,045円	14,000円	5,000円	44	
綾南地区	未整備地	5,139円	10,000円	1,500円	155	
	基盤整備地	11,026円	16,000円	5,000円	38	
綾川町平均（未整備地）		5,287円			225	
綾川町平均（基盤整備地）		11,573円			82	

借り手農家には助成金があります。

ただし、賃借料が5,000円/10a以上または、米30kg/10a以上で設定されている場合に限りです。

①綾川町農地流動化促進特別対策事業	
3年以上の利用権設定	15,000円/10a
6年以上の利用権設定	30,000円/10a
10年以上の利用権設定	50,000円/10a
②綾川町条件不利地特別対策事業	
3年以上の賃借権が設定され、中山間直接支払い制度の補助金を受けず、面積が1,000㎡未満の農地を借受けた者	30,000円/10a
③綾川町遊休農地解消対策事業	
遊休農地を3年以上借受け又は取得し、遊休農地を解消した者	30,000円/10a

※賃貸借期間の途中で解約する場合には、助成金の返還を求めることがあります。

農地の転用には県知事の許可が必要です！

農地を宅地や道路、山林、資材置場、駐車場などの用地にすることです。
一時的に農地を農地以外の用途に利用する場合も許可が必要です。

農地法第4条申請



農地の所有者自らが転用を行う場合です。

農地法第5条申請



他人の農地を転用する場合です。

《許可申請の手続きはどうするの？》

- ★ 転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。
- ★ 農業委員会に申請書を提出しますと、委員会は書類審査と現地調査を行い、農業委員会総会で意見を決定し、意見書を附して県知事に進達します。その後県知事が許可をすれば申請人に許可書を発行します。
- ★ 農業委員会への申請書の提出締め切り日は、毎月5日、例外として、12月分は、11月30日です。いずれも締め切り日が土、日、祝日の場合はその前の開庁日となります。

現地在農用地（農振地域）の場合、まず①の 農振除外手続 から申請します。

①農振除外

農用地利用計画変更申出書を町に提出して行います。

ただし、申出書の提出前に、所有地一覧表を作って、事前協議が必要です。

農家に係る申出（農家住宅や分家住宅の転用）については、年間で4回（4月、6月、8月、10月）受け付けます。

事業関連の申出については、年間で2回（4月、8月）受け付けます。

下表は、農振除外の申出を経て、転用申請までの流れを示しています。

令和3年度（事業関連：年2回、農家関連：年4回）

	農振除外 町受付		農振県受付		転用町受付		転用県受付
農家（事業）	4月	→	5月	→	6月	→	7月
農家	6月	→	7月	→	8月	→	9月
農家（事業）	8月	→	9月	→	10月	→	11月
農家	10月	→	11月	→	12月	→	1月

※5年毎に実施する農業振興地域整備計画の変更手続きのため、受付月は上記の通りとなっていますので、ご注意ください。

②農地転用

農用地の場合は、農振除外後、または農用地区域でない農地の場合は、“農地転用”の申請をしなくてはなりません。

このように、農振除外や転用許可を経て、農地の用途を変更することができます。

農地の無断転用には、厳しい罰則があります！

★無断転用には、県知事が工事等を中止させ原状回復命令を出す事が出来ます。これに従わない場合には、

最高3年以下
の懲役

又は

300万円
以下の罰金

に処せられます。

農地の適正な管理について

農業委員会では、遊休農地の把握や違反転用防止のため毎年8月頃に農地調査を行っています。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂や害虫の発生を招き、火災など防災上の危険もあり、周辺住民や隣接の耕作者の迷惑となりますので、適正な管理をお願いします。

また、再生可能な遊休農地に見受けられた場合は利用意向調査を行っています。場合によっては、課税強化が行われる可能性があります。

公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。

【遊休農地の管理受託】

公社では、農業委員の方々が毎年実施している遊休農地調査を基に、「遊休農地を解消したいが、自分ではできない」という農家のかたの手助けをするために遊休農地などの維持管理作業を受託しています。

受託した農地は、モアテイラーによる雑草刈りや耕耘などを行い、田の状況によっては、「そば」、「菜種」、「大豆」等の栽培をして管理します。

ただし、管理を受託する場合、畦畔の草刈り等の管理は所有者のかたにお願いをします。

なお、農地に雑木が生えている場合や、公社所有の農業機械が進入不可能な場合（道幅が2 m未満の場合）など受諾できない場合もありますのでご了承ください。

また、管理料として年間1,000㎡あたり5,000円が必要です。

詳細についてお聞きになりたい方は、公社事務局までお問い合わせください。



（モアテイラーによる雑草刈り）

【令和3年度遊休農地等対策事業の概要】

公社では、令和3年度も遊休農地等対策として、「そば」の作付け、及び地産地消の推進をしています。

（1）「そば」の作付け

公社と播種前に出荷契約を締結し、栽培すれば、下記①②の助成が受けれます。（事前にご相談ください）

①種子の無料配布

②収穫物を公社が全量買取

また、コンバインでの刈取り作業委託も請け負っています。

（2）地産地消の推進

公社では、平成20年度から、農薬を使わずに栽培した「そば」・「菜種」を使って、そば粉の販売、菜種油の学校給食への供給などを行っており、平成22年度から、白大豆栽培も行っています。

管理受託した農地を有効に活用し、安心・安全な食料の供給に努めています。

なお、「そば粉」は、JAふれあいセンター綾南店及び道の駅滝宮で販売しています。

※その他については下記公社までお問い合わせください。



そばの花

〒761-2392 綾川町滝宮299番地 綾川町役場経済課内

有限
会社

綾歌南部農業振興公社

TEL 087-876-9680
FAX 087-876-3120

ポイント

1の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

①年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く。)である20歳以上60歳未満の方が加入できます。

高齢農家世帯の家計費は、月額約24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

②農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円~6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。(脱退一時金はありません。)

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	75万円	63万円	1,614万円	1,704万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,071万円	1,131万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	634万円	670万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	283万円	299万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の17年間(平成30年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.82%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和2年度は0.20%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。 ※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2の説明

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、
- 所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 保険料の運用益が非課税 ● 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

TEL : 03-3502-3199

● 企画調整室

TEL : 03-3502-3942